

〔個人診療所時代の資産・負債の引継ぎについて〕

運転資金以外に引継ぎ可能な資産・負債

項 目	可否	確 認 資 料	引 継 額	時 点 ※3	備 考	
資 産	不動産 (土地、建物)	○	不動産鑑定評価書	評価額	基準日 (6、12月末)	
			資産額が妥当である旨の証明書			
	保証金・敷金	○	個人診療所開設時の契約書	返還予定額		返還規定があるものに限る
	建物附属設備、構築物	○	減価償却計算書 ※1	減価償却後の簿価	基準日 (9、3月末)	
	医療機器	○	減価償却計算書 ※1	減価償却後の簿価	基準日 (9、3月末)	医業に供するものに限る
	器具及び備品	○	減価償却計算書 ※1	減価償却後の簿価	基準日 (9、3月末)	医業に供するものに限る
	車両運搬具	▲	減価償却計算書 ※1 車検証	減価償却後の簿価	基準日 (9、3月末)	医業に供するものに限る(通勤用は不可)
	電話加入権	○	価額の算定にかかる説明書	時価	基準日 (9、3月末)	
	営業権	×	—	—	—	個人診療所法人成りのため
	会員権	×	—	—	—	
	診療材料	×	—	—	—	
	商品	×	—	—	—	
	消耗品	×	—	—	—	
	有価証券	×	—	—	—	
	未収金	×	—	—	—	
	入会金	▲	減価償却計算書 ※1	減価償却後の簿価	基準日 (9、3月末)	医師会等への入会金は可
開業費 (繰延資産)	×	—	—	—		
負 債	借 入 金	×	—	—	—	
		○	金銭消費貸借契約書 返済計画書 ※4 負債残高証明及び債務引継承認願	開設に係る物的費用のうち、減価償却後の簿価以内	基準日 (9、3月末)	証明出来る資料が存在する負債のみ可(当座借越等貸主との間で定期的な返済の計画がない借入は引継ぐことができません。)
	未払金	×	—	—	—	
	買掛金	×	—	—	—	
	預り金	×	—	—	—	
	リース資産に係る負債	○	リース契約書の写し(約款含む)	基準日の負債残高	基準日 (9、3月末)	
			支払予定表 ※4			
負債残高証明及び債務引継承認願 リース引継承認願						

- ※1. 現物抛出处分の総額が500万円を超える場合又は負債を引継ぐ場合、その価額が妥当であることについての弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明書を添付
- ※2. 現物抛出处分以外に、運転資金として1,000万円若しくは医業費用の2か月分のうち高い額の金銭抛出が必要(運転資金の金銭抛出に伴う負債を引継ぐことは出来ない)
- ※3. 4月本申請：不動産の基準日は12月31日、その他の基準日は3月31日
10月本申請：不動産の基準日は6月30日、その他の基準日は9月30日
- ※4. 支払最終日、又は提出する収支予算書の最終年度の会計期末までの支払計画が確認できるものを添付